

中野区教育委員会会議録 平成20年第11回定例会

○開会日 平成20年9月19日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時35分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(8名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子
子ども家庭部育成活動支援担当課長	瀬 田 敏 幸

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	山 田 正 興

○傍聴者数 5人

[報告事項]

(1) 委員長、委員報告事項

- ・ 9 / 1 3 沼袋小学校・中野昭和小学校学校公開について
- ・ 9 / 1 6 軽井沢「遊々の森」視察について
- ・ 9 / 1 8 東京都医師会「学校医委員会」の研修について

(2) 教育長報告事項

- ・ 9 / 1 6 軽井沢「遊々の森」視察について
- ・ 9 / 1 7 「次世代育成委員」委嘱式について

(3) 事務局報告事項

- ①教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について（教育経営担当）
- ②いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のためのアンケートの実施について（指導室長）
- ③鷲宮体育館の設備改修工事に伴うプールの利用中止について（生涯学習担当）

〔協議事項〕

- (1) 青少年委員関連規則の廃止及び一部改正について

午前 10 時 00 分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第 11 回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いいたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

また、本日、協議事項に関連して、子ども家庭部から、子ども家庭部育成活動支援担当課長・瀬田敏幸さんに出席を求めていますので、ご了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日は、議決案件がございませんので、議事日程では報告事項の予定ですが、本日協議事項に関連して瀬田課長に出席いただいておりますので、先に協議事項について協議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項の「青少年委員関連規則の廃止及び一部改正について」、協議を進め

ます。

それでは、説明をお願いします。

生涯学習担当参事

それでは、青少年委員関連規則の廃止及び一部改正につきまして、ご報告申し上げます。2点ございまして、1点が、教育委員会規則の廃止、もう1点が規則の一部改正でございます。

規則の廃止につきましては、中野区青少年委員に関する規則でございます。廃止の理由は、平成19年7月に策定されました「子どもと家庭を支える地域づくり方針」に基づき、地域子ども家庭支援センター、U18プラザを拠点とする「子育て・子育て」を支援する取り組みや、家庭・地域・学校の連携を推進するため、新たに子ども家庭部に次世代育成委員を設置いたしました。現在、教育委員会規則「中野区青少年委員に関する規則」で設置をしている青少年委員につきましては、この次世代育成委員に統合されることとなったため、同規則を廃止するものでございます。

もう1点は、「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」でございます。一部改正の理由といたしましては、ただいまご説明申し上げました青少年委員の廃止に伴い、子ども家庭部への補助執行は必要がなくなるため、規則の一部改正を行うものでございます。新旧対照表、現行におきますアンダーライン部分「青少年委員に関する事務」の項が該当いたします。いずれも、施行予定は公布の日となっております。

この青少年委員の規則の廃止及び一部改正に伴いまして、本日、子ども家庭部から担当課長がこちらのほうにおいていただいておりますので、これまでの経過、そして次世代育成委員の委嘱及び今後の予定等につきまして、補足して情報提供をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

高木委員長

お願いします。

子ども家庭部育成活動支援担当課長

子ども家庭部の育成活動支援担当課長の瀬田でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元の次世代育成委員の資料、3枚のものをごらんください。本件につきましては、6月初旬に本委員会で、今後の取り組みといたしまして、新たに設置する次世代育成委員につきましては、各地域の中学校区を単位に推薦会を設けまして、その推薦の過程を踏まえ、区長による委嘱ということでのスケジュールをお示しさせていただきました。おととい9がつ17日現在で、次世代育成委員31名の定員のところ22名の委嘱が整いましたので、この時点におきまして一定のご報告と経過を説明させていただきます。

お手元の資料の1枚目でございます。目的、位置づけと選任、委嘱、任期等については、以前、概要としてご説明させていただいたものと変わってございません。この間、推薦会の要綱、また次世代育成委員の規則につきまして7月16日に定めてございます。規則の

本文につきましては、2 ページの資料、「中野区規則第 75 号」によりまして、裏表になってございますが、職務、委嘱、定員等を定めてございますので、ごらんをいただければと思います。

1 ページの裏のほうをごらんください。3 番でございます。特に「次世代育成委員の主な活動」として今回一定の整理をさせていただきました。そこに①から⑥まで、主な活動ということで挙げさせていただいております。

まず、「全体会への出席」。これは次世代育成委員全員による会議でございます、一応年間 3 回程度の開催を予定してございます。既に今年度、一昨日、委嘱式に続きまして、第 1 回の全体会を開催してございます。

それから、②の「研修の受講」でございます。次世代育成委員それぞれが、これまでのさまざまなご経験ですとかスキルを持っていらっしゃる方はもとよりなのですが、やはり次世代育成委員さんとしての新たな役割・期待の中で、いろいろな知識ですとか、現下の子どもたちをめぐる社会環境等、いろいろな観点から、研修・研さんを重ねていただいて、その活動の中でそういったものをぜひ寄与していただくということを目的に、年 3 回程度の研修会を予定しております。いずれも、今年度は、来年 3 月までにこの回数をこなす予定でございます。

③「エリア会議への出席」とございますが、これは地域子ども家庭支援センターが 10 月 1 日から開設いたします。その 4 カ所ができて、それぞれ次世代育成委員がそのエリアごとにエリア会議といった四つの会議を、委員ごとの集まりでございますが、そういった集まりを設ける会議でございます。そこではエリアごとの情報交換を中心に進める予定でございます。

④「児童館運営協議会」でございます。児童館の中で、区民の方とか利用者の方が入っていただいて運営協議会が立ち上がってございますが、そういったところにも今度の次世代育成委員がメンバーとして入っていただきまして、児童館を拠点とした地域活動の一端を担っていただくということでございます。この中に U18 プラザの展開ですとか、キッズ・プラザ事業といったものも入ってございます。

⑤の「(仮) 地区懇談会、(仮) 地域連絡会などへの出席」とございます。この地区懇談会でございますが、ある意味では、これまでの地域教育懇談会に切りかわる形のベースとなる会議でございます。この地区懇談会につきましては、12 の中学校区を単位とした地区懇談会をそれぞれ立ち上げる予定でございます。この会議につきましてはまだ立ち上がってございませんが、一昨日の委嘱を受けまして、これから児童館のスタッフと次世代育成委員、あるいは地域の地区委員会の皆様方等をメンバーにいたしまして準備会を予定してございます。準備会の中でメンバー構成ですとか、活動の枠組みですとか、そういったことを地域ごとにお話し合いをいただきながら、その地域の協議の内容を尊重する中で、10 月下旬以降、順次立ち上げていく予定でございます。

また、地域連絡会につきましては、先ほどの区内4カ所の子ども家庭支援センターというところで、関係の地区委員会ですとか、町会ですとか、あるいはPTAの方々、関係のところの構成メンバーに入らせていただきまして、それぞれの地区懇談会における活動の情報交換を初め、その連絡会を単位としたエリアの子どもをめぐる課題といったものについてお話し合いをいただく予定でございます。

さらには、青少年問題協議会といったところの新たな仕組みのほうにも、全区的な共通課題については地域連絡会などを通じて、地域の諸問題について、そういったパイプ役の機能を果たしていくということも考えてございます。

⑥の「地区委員会活動への参加、学校行事や地域行事への参加・協力」とございます。地域におきまして、学校を初め、PTAですとか、地区委員会で諸行事が年間を通じてございます。次世代育成委員の立場、役割から、必要な形でできる範囲でそういった活動にこれまでどおり種々かかわっていく部分、それから新たな役割として担っていただく中で、そういう立場でかかわっていただく部分を十分整理するとともに、さらに連携を図っていくということを書いてございます。

これが「主な活動」でございます。

それから、3ページをごらんいただければと思います。先ほど準備会のお話をさせていただきましたが、ここでは9月17日の委嘱式、全体会以降、来年3月までの大まかなスケジュール、今後の実施予定を示させていただいております。9月下旬に、地域の小・中学校を初め、保育園、幼稚園、公・私立、それから地区委員会等団体へのご紹介という意味を含めまして、児童館の館長等を伴いまして、各委員が訪問あいさつを予定してございます。10月1日に地域子ども家庭支援センター開設後におきましては、下旬に各エリア会議、これは先ほどの4カ所の委員同士の集まり——を設けます。そしてまた、11月上旬以降、第1回の研修会を皮切りに、来年1月と3月に研修会を予定してございます。また、全体会につきましても、3月までに3回を予定してございます。

右側の欄でございますが、「(仮)○○中学校区地区懇談会」の予定でございます。9月下旬に事務局会議をまず開催させていただきたいと思っております。次世代育成委員及び児童館長が中心になる会議ということになってございます。そして、先ほど触れましたように、発足に向けての準備、構成メンバーその他、種々準備をさせていただきながら、10月の下旬以降、順次、各懇談会の発足・活動開始を予定してございます。また、地域連絡会につきましては、来年の1月中旬以降をめどに、発足に向けて取り組む予定でございます。

以上、雑駁ではございますが、経過を含めまして説明申し上げました。なお、委嘱の委員の数でございますが、定員31名のところ22名の委嘱と申し上げました。残りの9名の部分につきましては、実は現在、推薦会で推薦過程にございます。既に推薦会を2回、3回と開催していただいておりますが、ご本人へのご了解等ですとか諸事情で、まだ具体的

なお名前として推薦会から区のほうに上がっていないところが一部ございます。全部で四つの中学校区で9名という数でございますが、これにつきましては、現在、一応今月いっぱいないし10月初めぐらいまでに推薦会のほうからこちらに上げていただくようお願いしてございまして、そうしたところを踏まえて、31名全員の委嘱を整えることで今準備を進めてございます。

以上でございます。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今のところ、22名の方が委嘱されたということなのですが、実際のメンバーというのは、今まで青少年委員をされていた方とダブる方がどのぐらいいらっしゃるのか。あと、そのほかにはどんな方が。例えばPTAの関係の方とか、雑駁な区分けで言うとどんな方がなられたのでしょうか。

子ども家庭部育成活動支援担当課長

現時点で22名の中で、大まかではございますが、約半分の方が旧青少年委員をご経験された方。1期、あるいは2期、3期と経験の年数は異なりますが、元青少年委員の方が約半数、また、残りの半数の方々は青少年委員の経験のない方ではございます。ただ、お話がございましたように、例えば小学校、中学校のPTA会長さんのご経歴ですとか、地区委員会のそれぞれの部会等で長年にわたって活動されてきた方ですとか、あるいは地域の子ども関係の育成活動は、お子さんの子育ての関係で接点はあったものの、基本的には今回初めてこういったところにかかわるという方も何名かいらっしゃるというふうな状況でございます。

山田委員

一つ確認させていただきたいのですが、1ページ目に、次世代育成委員の任期は「3年間」と書いてありますが、中野区規則第75条におきましては「委員の任期は1年とし」という記載がありますが。

子ども家庭部育成活動支援担当課長

補足説明が漏れまして、失礼いたしました。

これは、規則を制定する過程で、今回、次世代育成委員の位置づけを地方公務員法による非常勤職員の位置づけということで、庁内の法務担当とこの規則の制定に向けて協議を進めました。その中で、規則上の任期の設定は、雇用契約の関係とかございますので、ここでは1年とさせていただいていますが、各次世代育成委員におかれましては、準備会、推薦会、それからそれぞれの委員のほうへの推薦会からのご説明につきましても、基本的に3年間の活動を任期ということでご説明を申し上げてきました。その際でございますが、一応、規則を受けての任期ということでは1年間を踏まえて再任を妨げないということで

ございますので、再任の継続をお願いする形でございますが、例えば委員におかれましては、ご家庭の事情ですとか、特別な事情で辞退をするということがあり得ます。そうした場合に限って推薦会を臨時に開いていただいて、その後の委員を決めていただくように考えております。したがって、推薦会については毎年1年ごとに行うということではなくて、今回育成委員として担っていただく方々につきましては、活動としては、やはり3年間で、毎年の活動の蓄積ですとか、そういった人脈といったようなつながりも大事にしながら、一定の期間を担っていただきたいということがございましたので、推薦の前後については3年間ということをお願いしてございます。規則においては、1年間の任期ということで一応規定はしてございますが、実質的には3年間の活動で依頼をしてきております。

山田委員

「再任を妨げない」という条項が入っておりますけれども、年齢の制限とか、再任の上限などについての議論はございましたでしょうか。

子ども家庭部育成活動支援担当課長

年齢の上限につきましては、現在の民生児童委員の上限の年齢区分だけが70歳未満とありますので、委嘱時に67歳というような形で、今回、推薦会のほうに要件の一つとして加えさせていただいております。その他、委員の要件といたしまして、幾つか要件を加えさせていただいております。例えば教員ですとか、そういった現職の公務員という方たちは除かせていただく。それから、民生児童委員ですとか保護司ですとか、そういったことを現在やっていらっしゃる方が兼務をして次世代育成委員になることは避けていただくような形でお願いしてございます。

飛鳥馬委員

子ども家庭部への質問ではないのですが、ほかの課長さん方の意見をお聞きしたいと思っているのですが。

青少年委員がなくなって、次世代育成委員になることについてはよろしいと思うのですね。制度そのものはそう変わりませんからよろしいと思うのですが、今提案されている子ども家庭部で地域を中心につくろうとしている組織と、この前、寺嶋課長が言われた学校支援を地域として支えていこうというその組織と、学校に評議員会があると思うのですけれども、その評議員会と、あるいはこの前、小谷松課長が言われた、文科省が言っている、簡単に言えば隣の和田中のような学校支援を地域としてやっていくような組織を広めてほしいと、そういうものをどう考えたらいいか。今ばらばらにやっているような気がするのですね。ですから、簡単にわかりやすく言ってしまうと、現場の校長はどう受けとめているか。恐らく、組織ばかりつくってもらったら、会議、会議でちょっと大変だよと。PTAの代表とか、校長とか、みんなメンバーに入っているわけですから。その辺のところは、例えば課長同士で話ができているのかどうか。学校支援と言うけれども、どこまでどうい

うふうになっているのかというすみ分けというか、統一するというか、そうでないとばらばらに組織だけできていってしまっただうなのかなと。私たちは教育委員として全部見ているので、そここのところがはっきりしていけないとまずいのかなと。気がつくのが遅くて申しわけないのですけれども、それはどうなのかなという気がしたのです。ですから、考えているところ、わかっているところをちょっと教えていただきたい。そこからちょっと話をしてみたいのです。

高木委員長

関連して一つ質問をしたいのですが。

廃止の理由のところ、「『青少年委員』については、この『次世代育成委員』に統合されることとなったため同規則は廃止する」とあるのですが、私の理解では、区民の方にわかるようなレベルの感覚的なところでは統合なのでしょうけれども、法令的にいうと、青少年委員の制度を廃止してしまうということですね。結局、補助執行をなくすわけですから、基本的に社会教育にかかわる部分については、その青少年委員のカテゴリーのところは、補助執行をやめるので教育委員会に残るわけですね。残らないのですか。

生涯学習担当参事

「中野区青少年委員に関する規則」というのは、中野区の教育委員会がある意味では独自に制定をした規則でございます。これが昭和40年3月31日の「教育委員会規則」第5号ということでスタートしたわけですが、今回、この青少年委員に関する規則を次世代育成委員に統合することによって廃止をする、したがって、この制度はなくなる。なくなることによって、子ども家庭部の補助執行という仕組みそのものが消えてしまうということですので、いわゆる社会教育上の青少年委員制度というのはない、今回この規則を廃止することによってなくなる、そういう意味でございます。

高木委員長

制度がなくなるというのはわかるのですが、ただ、社会教育というのは基本的に教育委員会の所管ですね。ですから、青少年委員はなくなるけれども、社会教育に関する責任とか権限というのは広範に残るわけですね。それとも、中野区の教育委員会はその部分はもうやらないということなのですか。

生涯学習担当参事

例えば補助執行しているものの中には、地域家庭教育学級といったようなものがありまして、これはもともとは社会教育事業という形で、子どもが担っていたものを補助執行の形で子ども家庭部のほうに移してある。しかしながら、これを廃止しているわけではありませんが、そういう意味で、一つの例として申し上げれば、社会教育としての使命なり事業というものはそういうことでは残っているし、それは我々の仕事であるということには変わりないということです。

高木委員長

結局、法的には教育委員会が本来法律で規定されている責任とか義務はあるわけですから、それはどういうふうに中野区で統合しようと、あるわけですね。

生涯学習担当参事

「社会教育法」というものがありますし、生涯学習に関するそういった法令等々ございます。「スポーツ振興法」もございます。これらがすべて、中野区教育委員会では、生涯学習というところが担っておりますので、こうした使命や、その使命に基づくさまざまな施策の展開は現前としてあるし、今後も引き続き責任を持って対応していくということになります。

高木委員長

ただ、その青少年委員という制度はとらないという理解でよろしいのでしょうか。

生涯学習担当参事

はい、そういうことです。

高木委員長

細かい法律的なことと言うと、青少年委員制度はなくなる、廃止するわけですね。新たに教育委員会とは別のところで次世代育成委員ができるということですね。それについては補助執行はしないわけですから、それは相互に協力はするけれども、別という理解でよろしいですね。

生涯学習担当参事

はい、そのとおりでございます。

子ども家庭部育成活動支援担当課長

先ほどいろいろな会議がふえていくような状況があるということでお話がありました。実は推薦会の議論の中でも、同じようなメンバーの構成による会議が非常に多くなる、いろいろ忙しい中でさらにということがございました。また、学校の校長先生等につきましても、本来の学校教育にかかわる業務に加えて、今、さまざまな対応の中で、激務の中でお仕事をされていることも承知してございます。例えば、今回、学校支援会議といったようなこともこれから展開する中で、私ども、きょうお話をさせていただいた地区懇談会といったような枠組みですとか、そういったもので、地域のほうから見ますと、先生方を初め、メンバーが比較的重なる形での構成メンバーになる部分があります。会議そのものを学校支援の目的のための会議と地域の幅広い取り組みの育成活動ということ、それを全部一緒くたにということになりますと、本来の目的に沿った会議という意味においてはなかなか難しい部分があるのですが、例えば、構成メンバーがほとんど重なるといったようなことになれば、年に2回、3回の会議という計画であれば、同じ時期に設定をする中で、構成メンバーの方々のご参加については、例えば一部、二部というような形での工夫とか、そういったことはやっつけていかれます。また、共通の課題については、そういったテーブルを用意してお話し合いも必要になってくるということは想定してございます。

先生方の会議へのご参加についても、校長先生の参加、あるいは副校長先生とか、場合によっては生活指導主任のような方々の声を聞く中での具体的な状況の意見交換という場も想定されますので、そういったときには、課題やテーマに応じてそういったメンバーの方々にも参加していただくようなことでやっていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、十分工夫を重ねるとともに、地域や学校の皆様方のご負担の部分も十分配慮しながら進めていきたいというふうには考えてございます。

飛鳥馬委員

先ほどちょっと申し上げた理由は、中野区の教育ビジョン、10か年計画、あるいは文部科学省がやっている教育振興基本計画がありますよね。そういうものを柱にするなら柱にしていいと思うのです。私は、一本、柱があつていいと。それに対して、学校教育担当のほうから出ているのとか、子ども家庭部——どういふところに築いて、どういふ連携ができるのかという、その辺のところははっきりしてこないと、縦割りみたいになっていって、細かいところでは役割分担もあるだろうし、いろいろあると思うのですが、こういう位置づけでこうやっているのですよというふうにししないと、区民から見たときに、ばらばらにやっているような気がするといいますか、感じてしまうのかなと思うのです。もうちょっと大きい視野から見て、その先まで見通して、今こういうことをやっているのですということができるような、ぜひその連携をしてほしいというか、子ども家庭部、あるいは学校教育担当だけではなくて、ここはこういうふうにやりましょうとかいうふうにしていかないと、こちらはこのつもりでやっても、こっちはそうではないということはある。それをやるのに、今、非常にいいチャンスだと思うのです。開かれた学校づくりとか、地域の方に応援していただかなければいけないとか、一緒にやりましょうとか、それは今、本当に大原則だと私は思うのです。そういう時代だと思うのです。だから、区で考えて、上から「こうやれ」と言ってやってもらうだけではなくて、そういうことを聞きながらやればいいのではないのかというような気がしているので、ちょっと大きな課題で申しわけないのですけれども、それでさっきそういうことをちょっと発言したのです。

教育委員会事務局次長

論点がとても大きいので、なかなか難しいですね。教育委員会としてこれから進めなければいけないこととして、開かれた学校づくり、まさに飛鳥馬委員が言われたように、地域の皆様方にご協力いただく中で子どもたちによりよい教育をしていくといったことをもっとももっとこれからすべての学校で進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、学校支援ボランティアというようなことも進めていかなければいけないというふうに思っております。

それと、この次世代育成委員とは重ならないわけですがけれども、地区懇談会というようなものが中学校を単位につくられているということでございます。確かに、中学校を単位としたものについては、中学校のボランティアをお願いするような会議と地区懇談会とい

うものが場合によっては重なるというような形になってくる部分があると思いますので、それについてはできる限り子ども家庭部との連携をとった形で進められるものについては進めていく。

ただ、足場とといいますか、一つ、開かれた学校づくりを進めていくほうは、どちらかというと学校に基軸を置いていて、そこを中心に。片や地区懇談会のほうは、どちらかといえば中学校区という一つの単位の中での地域ということで、基軸が置かれているのかなと思いますので、そこら辺、ウエートの加減が少し違うのかなと思います。ただ、協議していただく内容はかなり重複してくる部分もあると思いますので、そこら辺は子ども家庭部との調整を図って、むだのないような形で効率的に進めていきたいと考えています。目指すところは同じところだというふうに思いますので、子どもたちのために大人が協力し合ってやっていくということだと思います。

ただ、小学校のボランティア、開かれた学校づくりについては少しエリアが違ってきますので、そこら辺については小学校を単位として小学校の近隣の皆様方のご協力をいただく中で、開かれた学校づくりを進めていくということになっていくのかなというふうに思っています。

高木委員長

私のほうから1点。

今回、青少年委員かつ規則の廃止と一部改正ということで、協議の上、多分議案という形になると思うのですが、子ども家庭部からいろいろご説明をいただいているのですが、前にも言いましたけれども、私のイメージだと、もうちょっとタイミングよくきちっとご説明していただきたかったなど。基本的には補助執行の業務ですから、あくまで責任は教育委員会にあるわけです。担当の方がかわられて、説明も理路整然としていますし、基本的には、教育委員会の所管だったからどうこうということではなくて、新しい制度をつくるときに、それがいい制度になるかどうか、教育委員会と子ども家庭部がきちっと連携できるか、区民の方から見てよくわかるようになるかというところだと思うのです。教育委員会と子ども家庭部のどっちがどうかではなくて、現場の校長先生や保護者の方に聞くと、「どっちに行ってもいいかわからない」とか、よく聞くのです。まずそういうことがないようにしないといけないと思っています。

青少年委員の規則の関係も、最初に、今年の7月ぐらいに「子どもと家庭を支える地域づくり方針」というのが出た段階では、青少年委員については余り言及されていなかったと思うのですね。私のイメージだと、10月ぐらい急に出てきたようなイメージがあります。急に出てきても、そこできちっとした議論をしてスムーズにいけばいいのですけれども、教育委員会でも、「どうなんだろう」「どういう制度なんだろう」と言っているうちに、何かいつの間にかもう廃止みたいなことでも出てしまったので、そこら辺を、今後、補助執行をやる業務については、ぜひ早目に、タイムリーに、教育委員会に、もちろん事務局の方

も含めて出していただいて、教育委員会のメンツとかそういうことではなくて、どういうふうにしたら、子ども家庭部の所管と教育委員会の所管が両方いいようになるのだろうというところの話が教育委員会でもできるのかなと思うのですね。

今の話でも、子ども家庭部のほうでボランティアの集めをやりましょうと。例えば、各学校とのアクセスは学校側のほうに機能を持たせましょうとかという話も出てくる。ちょっと後手後手になることによって連携が十分にできていないなという印象があります。それはもちろん、子ども家庭部だけの問題ではないと思うのです。私も、補助執行している業務に関してもっときちっと関心を持って、報告を求める必要があるなというような認識をしているのですが、そういった点は今後もぜひ連携してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

大島委員

確認なのですけれども、今度の次世代育成委員は子ども家庭部の所管の制度ということですよ。

子ども家庭部育成活動支援担当課長

はい、そのとおりでございます。

大島委員

今までは青少年委員ということで教育委員会の所管だったのですけれども、その制度はなくなって、今度、次世代育成委員というのは子ども家庭部のほうが行う活動ということになると、皆さんご心配のように、私も、学校支援ボランティアの活動と重なる部分もあり、連携がちゃんとできるのだろうかとか、縦割りの悪いところが出てくるのではないかとかいう心配があるのですけれども、一方では、今お話に出たように、学校支援ボランティアとかというのはあくまで学校中心のものであり、考えてみると、中野区内には区立の中学ばかりではなく私立もあるわけですので、区立中学校とは別に、中学生のお子さんたちも地区にはいるわけで、そういうことも含めた地区での子育て支援という仕事も非常に大事なものだ。そういう意味で、軸足はそれぞれ別のところに置いてというのもわかるのですけれども、教育委員会と子ども家庭部でなるべく連携を密にとって、委員の方も活動しやすいように、子どもにとってもプラスになるように、何とかやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

子ども家庭部育成活動支援担当課長

地域のほうと十分と連携をとり、また、教育委員会とも十分連携をとりながら、地域の視点でしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

山田委員

各委員がおっしゃっている大きなところは、子どもが中野区に生まれて、中野区で育っていく過程の中で、ここの場所は子ども家庭部だよ、ここは教育委員会だよという分け隔てではなくて、その子がどういうふうに育っていくかをみんなで見守るためにいろいろな

役割の人たちがかかわらなければいけないということだと思っておりますけれども、そういった中では、この文章の中に「連携」という言葉でくくりになっていますけれども、これは非常に大切なことだろうと思っております。例えば、就学前の教育については、保育園の問題もありますし、今後の放課後の子どもたちの遊び場の問題もありますし、今回の次世代育成もある。また、育ってきたときには、生涯教育ということにもなってくるわけですから、そういった目線を必ず外さないように我々は議論していかなければいけない。それが今、飛鳥馬委員がおっしゃったし、高木委員もおっしゃったことだと思っておりますので、我々も、これからも子ども家庭部がいろいろやっていく中で、困られたらぜひ教育委員会のほうにも意見をいただくような形をとっていただくことで、相互に理解していかないといけない。目線は、やはり子どもの育ちということだと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

高木委員長

それでは、本件につきましては、規則の廃止及び一部改正をする必要がございますので、改めて議案として審議したいと思います。事務局は準備をお願いいたします。

ここで、子ども家庭部は別の会議の予定もありますので、退席されて結構です。ありがとうございました。

(子ども家庭部退席)

<報告事項>

高木委員長

次に、報告事項に移ります。

初めに、委員長、委員報告です。

<委員長、委員報告事項>

高木委員長

まず私から。

9月13日土曜日、学校公開を2校見てきました。

まず、沼袋小学校でございます。沼袋小学校は児童数が140人、全学年1クラスで、中野区では東中野小学校の次に小さい小学校でございます。ちなみに、区の平均は335人でございます。沼袋小学校は、実践型のコミュニティスクールというのを掲げまして、年間延べ1,500人以上の保護者や地域の方が学校の運営に参加されている学校です。学校公開も年間33日ということで、これは区内断トツです。一覧表をつくと、沼袋小学校だけ3行ぐらい太くなります。ちなみに、一番少ないのは、旧3学期制に合わせて、旧1学期、2学期、3学期に1回ずつ、計3日間という小学校が4校ございます。

1・2時間目は通常授業を見させていただきました。通常授業は時間の関係でしっかり見られなかったのですが、3・4時間目が特別授業で、第20回の伝承遊びということで、学校支援の方、PTA、保護者、OB、それから町会、老人会といったいろいろな方が来ま

して、竹馬、ベーゴマ、めんこ、おはじき、あやとり、お手玉、折り紙、竹とんぼ、割りばし鉄砲、貝ぐるみなどの伝統的な遊びを教えるということをやっていました。子どもの数と同じぐらいの地域の方が来て、ある意味、お祭りみたいな形で非常に活気があったところでございます。

そこから自転車で移動しまして、中野昭和小学校の学校公開、3・4時間目を見てきました。中野昭和は、児童数が237人、平均よりは少ないのですが、沼袋小を見た後ですと100人多いので、かなり多いなというイメージになります。1年生、5年生、6年生が2クラスで、真ん中の2・3・4が1学年1クラスでございます。夏休みが終わって最初の学校公開で、土曜日ということもありまして、保護者の参加率が非常に高かった。1年生ですと、90%、22人のクラスで20人ぐらい保護者の方が来ているような感じで、私が見た授業では、朝顔やブドウの汁を使った織り染めというのを参加した保護者と一緒に子どもたちがやって、非常に活気がある授業をやっていました。また、PTAの方が毎朝読み聞かせをやっているのですが、その中に、週1回、保護者の方も参加して、朝の読み聞かせを支援したりということで、非常に活発に活動しているところでございます。

それから、週が明けまして、9月16日の火曜日、軽井沢の移動教室の施設等の見学を教育長と飛鳥馬委員と一緒に行ってきました。軽井沢少年自然の家は、昭和56年9月改築で今のものができていて、私が小学生、中学生のときは古いものなので、ちょっと昔とは違って大分いい施設になっております。

今回は、中野区「遊々の森」、国有林を使った体験学習を見る予定でございましたが、利用予定していた小学校が予定変更していたので、仕方がないので現場だけ見てきました。山田委員が8月19日に行かれたので、山田委員が行っていたのはここでやったのだなというのをイメージしながらやったのですが、人がいないとどうも……。2時間半ぐらいですか、その現場を見たり、あと、近くに千ヶ滝という滝がありましたので、そこまで往復してみたりして。9月の中旬ですが、トカゲですとか、バッタですとか、ガのまゆがあったり、自然観察という点では非常にいい場所だなという印象を持ちました。

私からは以上でございます。

大島委員

今週は特にございません。

山田委員

昨日ですけれども、東京都医師会の学校医の委員会がございまして、その中で1点です。

学校保健法というものが改正をされたというニュースがありました。ご承知の方も多いかと思いますが、学校保健法から学校保健安全法に改めてということでございます。その中では、学校保健と学校安全と学校給食法の一部改正、食育のことですね。この三つが変わっているということで、特に学校保健の中では、養護教諭を中心として組織的な保健指導を図りましょうとか、我々のような地域の医療関係者との連携を図りましょうとい

うようなことがございます。それから、学校安全は、特に子どもの安全を脅かす事件・事故に対して総合的な安全対策をやりましょうと。これは、設置者、都並びに学校長の責任ということが明確にされたというふうに聞いております。それから、危険発生時の対処要領についての的確な対応。これも大変なことではないかなと思います。それから、最後は学校給食。学校給食を活用しての食の指導ということで、将来的に廃止されるであろう栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の促進ということで、来年の4月1日からこの法律が施行されるということですが、恐らくこの委員会の中でいろいろ取り組まなければいけないことが多々あるのではないかなと。これは委員会の中でもかなり横断的などところで取り組まなければいけないというふうに感じております。

私からは以上であります。

飛鳥馬委員

私も軽井沢「遊々の森」を見て来ました。軽井沢は去年も行ったのですが、去年は台風のときでして、抱えられないぐらいの木が何本も学園のところも倒れていました。伐採の仕事が忙しくて手が回らないということで、そのまま倒れているのです。自然というのは恐ろしいなというふうに去年は体験したのですが、ことはそういうこともなく、施設もかなり古いのですが、きれいに管理されていて、交通の便もいいところで、子どもたちが行くのはいいのかなというような気がしました。

体験もいろいろなことができる場所だと思うのですね。今言ったように、「遊々の森」で自然の森に入って、枝打ちなり、あるいは切ったり、木工細工をすとか。あるいは、滝を見る体験ができたり、それもあるし。「縄文体験と見学の案内」というパンフレットがありましたので、この前もらってきたのですが、これは佐久にあるのですが、行くと、勾玉がつくれたり、土器がつくれたり、そういう施設もあるようです。いろいろな活動の選択をする範囲が広がっているのかなという気がしました。

いずれにしても、移動教室ですので、子どもたちは自然に親しんで、楽しんで、元気になってくれればいいなというふうに思っています。

以上です。

<教育長報告事項>

教育長

区議会が来週の9月24日から第3回定例会ということで開催されます。今回の議会ですけれども、まず、決算の認定というのが一番大きな議題でありまして、19年度決算の認定が行われる予定でございます。それから、補正予算が出ていまして、これにつきましては、先議で行われます。この中では、教育委員会関連では、学校の体育館の耐震補強工事15校分が補正予算の中に含まれております。それから、一般議案が11件、報告案件が3件というようなことで行われるわけなのです。

それから、9月16日は私も軽井沢の少年自然の家と「遊々の森」を見てまいりました。

軽井沢の少年自然の家の冬季の利用ができないかということが課題になっているようです。ただ、それをやるためには、あそこの施設の全館暖房というのが必要だということがありまして、多大な経費がかかりますので、なかなか難しい面がありまして、どうするかというようなことについては検討課題だというふうに思っております。

それから、「遊々の森」ですけれども、先ほどいろいろお話がありましたように、実際に子どもたちがいたわけではないので、イメージがなかなかつかみにくかったです。NPO法人に実地体験の指導をしてもらうようなことを各学校でやっていたのですが、どうも費用がかかり過ぎるというような面がございまして、ことしは頼んだところが余りないということもあって、今後のあり方については結構難しい面があるなということを感じております。

先ほど協議事項でありましたけれども、9月17日、次世代育成委員の委嘱式がございまして、先ほどお話がありましたように22名が委嘱されました。教育委員会からも、私を初め、関係の管理職が出席しております。

以上でございます。

高木委員長

それでは、それぞれの委員からの報告につきまして、質問、ご発言はありますでしょうか。

大島委員

山田委員の報告で、来年、栄養教諭による給食の指導について、ちょっとそのことをもう一度説明していただいてもいいですか。

山田委員

食育に関係して、栄養教諭という制度を国がつくったのですよね。栄養教諭を今養成していきまして、それをなるべく各学校に配置したいというふうになっているわけです。たしかことしは東京都教育委員会ではまだ少なくても5校ぐらいだったと思うのですが、配置をされて、近い将来、各公立の小・中学校に栄養教諭を配置したいということです。その方を中心として、学校給食を活用した食に対する指導を充実していきたいということが文部科学省のほうから示されているということ。それに基づいて学校保健法が改正をされて、実際に栄養教諭が学校場で活動できるように法整備をするというふうに私は理解しているのですが、それでよろしいのですか。そうだと思います。私も聞いてきたばかりなので、私はそのように理解しております。

教育長に1点。中野では、軽井沢自然の家と、もう一つ、常葉に学園の家を持っているのですが、そういった中で、将来的に宿泊行事についてどのように検討していくのか。たしか委員会でしたか何かを今設置されていると聞いていますけれども、中間でもいいのですが、どのようなことが今あるか、ちょっと教えていただきたいのですが。

教育長

私よりやはり寺嶋課長のほうが.....。

学校教育担当課長

あり方については、外部評価からもさまざまご意見をいただいているところで、検討会を立ち上げたばかりですので、そこで将来の施設のあり方、校外学習のあり方を含めて検討しているところで、まだご報告する段階には至っていないのですけれども、折に触れてご報告したいというふうに考えています。

飛鳥馬委員

関連して。

東京都で考えたときに、移動教室、臨海とか林間が夏休みにありますよね。その増減というか、どちらかが減っているとか、そういう動き、そういうものはどこかの区であるのでしょうか。夏休みは余りやらなくなったとか。臨海は減っていると思うのですけれども、林間でどうですかね。そういうのはまだあれですか。

学校教育担当課長

十分に把握してございませんが、臨海は減っているというふうなことを聞いたことがあります。

飛鳥馬委員

そうですか。私も、確かな情報ではないのですけれども、各区でそういう施設を持ち切れなくなって売却しているところを何区か知っているわけですね。今まで区で管理していたものを売ってしまうという幾つかの区がありますけれども、そうすると、当然行かなくなるわけですが、そういう動きというのは加速しているというか、ふえているというか、その辺のところがちよっと。情報としては余り定かでないのですけれども、どうなのかということです。

学校教育担当課長

たしか2区ほどで自前の施設の廃止してということ。だから、校外学習というのでしょうか、行事を廃止したということではなくて、代替の土地や施設で続けているというふうに聞いております。

高木委員長

今は昔の教育再生会議では、小学校で7日間の体験学習というのが出まして、それは一応閣議決定をしているのですね。ただ、その後、教育懇談会になって、こういう状況ですので、一応政府の方針としては生きているのですが、その後どうするのとか、予算の問題がついていない非常に厳しい状況です。ただ、大きな方向性としては、やはり小学校でそれなりの体験学習というのは多分これからも出てくると思うのです。実は教育長や飛鳥馬委員とは帰りの車の中で、学校教育における移動教室の位置づけですとか、昔とどう変わったのかとか、今後どうあるべきなのかというのをちよっとお話ししたのですが、そういうものも検討会で十分議論したものを上げていただいて、国の動向も見ながら。現場の先生

方にもアイデアがあるようですし、保護者の方にも意見があるようなので、ちょっと見直しは必要なのかなという感触を持っております。

ほかになれば、事務局報告に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局からの報告をお願いします。

初めに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について」、報告をお願いします。

教育経営担当課長

それでは、お手元のほうに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について」という資料が渡っているかと思えます。この内容につきましてご説明させていただきたいと思えます。

一番下の四角で囲みのところをごらんいただきたいと思えます。ここに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条を抜粋してございます。「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と。実はこれは、昨年、この地教行法の改正がございまして、この条文が新たにつけ加えられました。ことしの4月1日から施行されたところでございます。

ただ、この法改正に伴いまして、文部次官通達がその後出されまして、あわせて、この法解釈につきまして文科省のほうからの運用の解説が出てございます。その中で、既に各自治体で行政評価を行っているところについては、改めて今回のこの法に基づきますこういった点検評価等を行う必要がなく、屋上屋を重ねることは必要ない。従来それぞれの自治体が行っている行政評価の条件に当てはまるものということで、毎年行うということ。それから、教育委員会の権限に属する全事務事業を対象にするということ。それから、外部の学識経験者の知見を活用するという。そして、その結果について議会に報告するとともに一般に公表する。この条件があれば、それぞれ各自治体で行っている行政評価をこれに充てることのできるという国からの通達がございました。

中野区の場合は、既に数年前から、教育委員会も含めまして、全庁の全分野、全事務事業について行政評価の実施が図られ、また議会にも提出されてございます。そういったことから、今回、区全体として行いました行政評価の結果を本日ご報告させていただきますが、この教育委員会に係る部分を確認いただきまして、議会のほうに提出をさせていただきたいというふうに思っております。あわせて、区民への一般の公開も行ってまいりたいと思えます。

それではまず、「行政評価の取組み」ということで、ページをめくっていただきたいと思
います。中野区で行っております行政評価の取組みの概要でございます。この行政評価
の目的でございますが、「区の仕事の成果や効率性などについて主に数値等を用いて判断し、
評価した結果を事業の見直し・改善へつなげ、次年度の目標や予算編成に反映させるしく
み」ということです。図がかいてございますが、PDCAサイクルを着実に進める一つの
手段としてこの行政評価が位置づけられてございます。

また、「行政評価の対象」でございますが、現在、中野区では、区の執行機関の全分野、
そして全施策、全事業が対象となっております。

次の「行政評価の方法・活用」ということですが、まず最初に、仕事について自己評価
をいたします。これは各分野ごとにまず自己評価をし、あわせて、部内での総括的な評価
も行う。それに基づきまして、外部委員によります外部評価が実施されてございます。各
分野で作成いたしましたこの評価票に基づきまして、学識経験者を含む外部委員の方がヒ
アリングを行い評価を下す、その結果に基づきまして次年度以降の予算等々に反映する事
務改善につなげる、このような流れとなっております。

具体的にどういう形でやるかということが次の①以下に書いてございますが、まず自己
評価でございます。これにつきましては、こちらにございますとおり、施策ごとに評価票
ウをまず積み上げます。そして、分野ごとに全体としての評価票を作成するということにな
ってございます。それぞれの評価票の中には、目標や指標、あるいはコストがどのぐら
いかかったのか、また、自己評価としてどのような観点から評価をくだしているのかとい
ったようなことを記載するということになってございます。これについては後ほどまた詳し
く個別の表を見ていく中でお話し申し上げたいと思います。

次に、3 ページのところでございますが、今申し上げました各分野、あるいは各部が行
いました自己評価に対して外部評価委員がヒアリングを実施しながらそれぞれ評価を行
います。これにつきましては、分野の目標に対し十分な成果があったのかということ、また、
事業の効率的な実施に努めたのかといったような、主にこの二つの視点から、また、それ
ぞれ各視点ごとに細かなポイントを設けながら評価を行ってございます。

なお、この外部評価委員でございますが、下のところがございますとおり、公募の区民
の方が10名、学識経験を有する方が5名ということで、全体で15名の委員が委嘱されて
ございます。

それから、次の「評価結果を基に仕事の見直し・改善につなげます」というところでご
ざいますが、このような形で評価をいただいたものにつきましては、ここにございますと
おり、AA、A、B、B－、Cというような形で5ランクの評価が行われます。それぞれ
目標に対して十分な成果があったかという項目と、経費の節減に努めているのか、効率的
な事務事業の執行に努めているのか、二つの視点から、上にありますAAからCまでの評
価をいたしまして、あわせて、分野全体としての総合評価も行っております。ただ評価

を行ってそこで終わりということではなくて、次につなげなければなりませんので、その下にございます評価結果の活用ということで、ここでいただきました外部評価の結果を受けまして、それぞれ各部、各分野においては見直し・改善の方向を検討いたしまして、次年度以降の目標、あるいは予算編成の中にそれを生かしていくということになります。

また、この行政評価の結果につきましては、議会に対しましては、「主要施策の成果」という、これは毎年必ず議会に報告しなければならないとされているものですが、それにあわせまして、この行政評価結果を報告いたします。また、ホームページ等にも掲載いたしまして、区民の方にも公表するという事としてございます。

それでは、具体的に見てまいりたいと思います。まずページをお開きいただきまして、最初のところでございますが、「学校教育分野」のところ。委員の皆様のお手元にありますのは、5 ページ、6 ページの部分です。

まず、この「学校教育分野」のところでございます。先ほど申し上げましたとおり、ここは自己評価のところでございますが、それぞれ各分野ごとに、例えば学校教育分野でございますと、生命や人権を尊重する教育・学力の向上、それから一人ひとりに応じたきめ細かな教育の実施、また地域と学校の協力、それから健康と体力の向上といったような分野の目標を定めまして、その分野の目標に対応した成果指標と目標値を定めてございます。例えば学力のところでは、学力調査項目のうち7割以上の児童・生徒が目標値を達成できた項目の割合—これは学力調査について何度かこの委員会でもご報告させていただいてございますのでご承知かと思いますが、こういったそれぞれの分野の目標に対しまして成果指標というものを掲げ、この数値の達成を目指して仕事の創意工夫を図っているというところでございます。

その下に「分野のコスト」とございますが、これは人件費も含めた、その分野にかかっております総コストという部分でございます。19年度、この分野では27億9,900万円というコストがかかったということで、対前年度で見ますとやや増加しているという傾向が読み取れます。

その次に、「自己評価」というところでございます。19年度の事業の執行を顧みて各分野ごとに自己評価を行ってございます。例えば、先ほど申しました学力について申しますと、上から二つ目の「・」のところでございますが、「児童・生徒一人一人の学力の状況を把握し課題を明らかにすることで、区としての施策展開や学校での授業改善策に生かすため、区独自の学力にかかわる調査を実施した。平成18年度と比較すると、新たに7項目が目標値に到達した。授業改善プランに基づいた指導や少人数・習熟度別指導等を充実させた成果と考える」というような形で自己評価を行ってございます。

さらに次のところを見ていただきますと、事業の見直しについて、また、今後具体的な取り組みと申しますか、見直しを図ることにつきまして、それぞれ自己評価と申しますか検討を記載しているというものでございます。

その次のページからは、施策ごとの各評価票になります。7ページ、8ページ、各施策ごとの評価票になってございます。同様に、各施策ごとに目標、成果指標、主な取り組みといったようなことがそれぞれ記載してございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが、先ほど申しました外部評価の結果でございます。学校教育分野にかかわります外部評価の結果でございますけれども、右上のところをごらんいただきたいと思います。

「外部評価結果」とございます。先ほどこの行政評価の解説のところでも申し上げましたが、評価全体についてAAからCまでということでその評価結果が示されてございますが、学校教育分野につきましてはBと。また、目標に対する成果が十分であったかということについてはBであると。それから、経費の節減、効率的な執行が図られたかということでもBと。総合評価がBと。そういう見方をしていただければと思います。

それから、先ほどちょっと話題に出ました校外施設について、外部評価結果のところの上から6番目に記載がございまして、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。外部評価結果の6番目でございますが、「校外施設については、大幅な見直しが必要である。前年度の評価において、管理方法の改善に言及しているにも関わらず、明確な方法が示されなかったことは、PDCAサイクルの点から見ると、大きな問題である。施設の見直しや廃止、あるいは都や他区との共同保有により、校外施設の良質化を図るなどの工夫を進め、効率性を高める真摯な努力を強く求める」という外部評価委員によります評価結果ということなんです。

これが示されましたので、今後どういうふうな見直しを図っていくかというのが、右の「見直し内容」というところでございます。「校外施設を現在活用している移動教室や林間学園の事業のあり方を含め、『校外学習のあり方検討会』や部内の経営会議で検討を進め、今年度中に方向性を示していきたい」ということで、今後につなげるあり方というものをこの中で示しているというものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。ここが「生涯学習分野」の自己評価にかかわりますものでございます。同様に、それぞれ、生涯学習分野におきましても、分野の目標というようなことで定めてございまして、またそれに対応する成果指標と目標値も定めてございます。具体的には、スポーツ施設の利用率であるとか、文化施設の利用率といったような成果指標を定めてございます。また、「分野のコスト」のところでございますが、昨年度19年度、この分野におきましては、総コストといたしまして22億2,500万円余というものでございます。

生涯学習分野におきましては、17年度から18年度にかけて指定管理者制度の導入に伴いまして、経費が大幅に減少してございまして、その傾向につきましてはさらに19年度引き続き継続しているという状況がお読み取りいただけるかと思っております。

また、自己評価につきましても、それぞれ目標で掲げたもの、また具体的に成果指標と

してあらわれたもの、それらを勘案いたしまして、分野としての自己評価がその次に記載をさせていただきます。それぞれお読み取りいただきたいと思ひます。

同様にまた、次のページからは各施策ごとにつながっております。

この分野におけます外部評価の結果につきましては、22 ページに記載がございます。外部評価の結果ということで言いますと、B という評価をいただいております。この中で指摘と申しますかちょっとご報告をしておきたい部分が、外部評価結果の6 番目でございます。外部評価の内容といたしまして、「『常葉サマースクール』や『あるこう会』など、参加人数過少で単位コストが極めて高い事業が散見される。一部の参加者に限定されている事業は、費用対効果や非効率事業の整理の観点から十分な見直しが必要である」と。こういった外部評価委員さんのほうからの評価をいただいたところでございますが、これに対しまして今後の見直しということでは、「常葉サマースクール」について申しますと、「年齢や学校の異なる子どもたちが区内全域から集まり、学生等の大人と共に一週間の共同生活をおくりながら自然の中で様々な体験をすることで、参加した子どもたち一人ひとりが“自ら行動して課題を発見し、解決しようとする力”を育むことを目的としている。この目的を達成するためにはコストを要する事業であるが、参加児童や保護者をはじめとして一定の評価を得ており、意義のある事業であると考えている。今後は、他の分野（施策）の方向性も視野に入れ、改めて事業のあり方や実施方法について検討していきたい」というふうな見直しの方向をまとめているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思ひます。ここが「教育経営分野」にかかわります自己評価でございます。同様に、分野の目標は、学校再編の推進、あるいは学校施設の整備等々の目標を掲げるとともに、成果指標と目標値を掲げまして、事業の実施を図っております。また、24 ページのところには、それらを全体として分野としてどのように自己評価するかということに記載しております。

この教育経営分野にかかわります外部評価のところですが、これは最後の 30 ページのところをお開きいただきたいと思ひます。一つだけご紹介申し上げたいと思ひます。上から4 番目でございます。学校の再編と施設整備のあり方について外部評価委員のほうからご指摘がございました。4 番目、「平成 20 年 4 月に統合した桃花小・緑野中については、今後の学校再編計画を着実に進めていくためにも、統合に際して発生した様々な課題についての、区と学校における連携を引き続き望む。また、再編に関わらない学校の施設改修が、再編と並行して同等に進められることを望む」という評価のご意見をいただいております。これに対する見直しの内容ということでは、さらに今後も学校との連携を図るとともに、再編、あるいは再編にかかわりなく、学校施設につきましては、校内 LAN の整備や校庭の芝生化等々、一つずつそういった事業を進めていくというようなことで見直しの内容ということでまとめてございます。

このような形で全体としましてまとめられました行政評価の結果につきましては、先ほ

ど申しました地教行法に基づきまして、間もなく始まります区議会に報告いたしますとともに、ホームページ等を通して区民の方にも一般公開をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

高木委員長

質問がありましたら、お願いします。

では、私から1点。

この行政評価というか外部評価の場合に、外部評価結果が出て見直し内容を出すのですが、個々の項目について抗弁というのはできるのですか。というのは、私は今、短期大学基準協会で第三者評価委員会の委員をやっている、もちろん訪問調査もやっているのですけれども、今、大学・短大は7年に一度、認証評価機関による外部評価を受けなくてはならないということで各学校はやっていますが、行くと、やはり反論というのがあるのですね。それに対して一応抗弁する機会があるわけです。これを見ていて、間違っているとは言いませんけれども、例えば、これでいうと13ページの「学校教育分野」で、「相談機能強化、特別支援など、現場で様々な取り組みが行われているにもかかわらず、様々な原因で心や身体の問題を抱えて支援を要する児童・生徒数の増加に歯止めがかからない(中野区に限らないが)」とあるのですが、そもそも特別支援を要するということと不登校とは違うのに何か一緒くたになっているような気がします。ケアをきちっとやれば、課題になってくる子どもは当然ふえてくるので、増加に歯どめをかけるためにこういうことをやっているのではないと思うのです。それに対して、外部評価だから、ある程度それを受け入れ客観評価ですから、ある意味では正しい部分もあると思うのですけれども、必ずしも学校教育に詳しい方ばかりではないですし、つらつら見ていくと、評価というよりも要望のような外部評価も出ているのです。それはそれでいいのですけれども、そういうことに対して、「いや、教育委員会としてはこう考えている」とか、そういう機会があるのかどうかだけちょっと教えていただきたいのですが。

教育経営担当課長

先ほど行政評価の流れのところでお話ししましたとおり、まず最初に自己評価をやって、その自己評価の点検票に基づいて外部評価委員がヒアリングをやる。そのヒアリングの中で、確かに委員長おっしゃられたとおり、誤解に基づくようなお尋ね等々もございまして、その段階でヒアリングの中で、いろいろ不明な部分であるとか、そういったものはお話し申し上げます。そのヒアリングの結果を経て、この外部評価結果が通知されるわけですが、その段階におきましては、これはある程度固まったものということが出てまいります。なお、その段階で抗弁ということではないのですけれども、この評価結果の表にございます右側の「見直し内容」の部分で、その評価結果に対しまして、その方向で確かにそうだというような場合もありますし、あるいは、趣旨といたしますか、事業の誤解から

生じているような部分もあったような場合については、この見直しの内容の中できちんとその内容を検討して、今後どう取り組んでいくかというようなことで表現をして、そして外部評価委員の評価結果とあわせて見直し内容を同時に出すということで、その辺のところの整合を図っているということになります。

もちろん、この見直しの内容というのは、先ほど言ったPDCAサイクルの次につながるステップのものでございますけれども、そういった委員長がおっしゃったような内容も含むということになろうかと思えます。

大島委員

右のほうのところに、大文字の「B」があって、括弧の中に小文字の「b・b」とあるのですけれども、これが二つあるというのはどういう意味なのでしょう。

教育経営担当課長

これは、外部評価委員が前年度1年間行った分野ごとの事業の内容につきまして、括弧内の最初のもは、上に「目標」と書いてございますけれども、これはそれぞれ分野ごとに掲げた達成すべき目標に対して、事業執行の結果、十分な成果があらわれたのかどうかというのを記号としてあらわしております。AA、A、B、B-、Cという五つのランクと申しますか、学校教育分野でいえば、目標に対して十分な成果があったかどうかという面で見ますと、Bだと。それから、経費節減、効率的な形で事業の執行に努め、経費の節減に努めたかどうかという側面から見ると、これもBだと。両方合わせて総合的な評価ということでは、分野全体に対してBと、そういうふうにごらんいただきたいと思えます。

山田委員

非常に膨大な資料だと思いますし、今回のでは152分野、158施策ですか。これは、実際には、予算が決まって、執行していきながらということで、内部評価、分野と部内、こういったものに取りかかるのはどのくらいの時期で、どのくらいの日数をかけてやっというのかとか、外部評価についてはどのくらいの期間がかかっているのか。PDCAでいくとなると、相当期間限定と申しますか、非常に厳しい内容をやっていかなければいけない。それを評価して次のアクションに求めるというのはすごく大切だと思うのですが、その辺の事務作業の労力について教えていただきたいと思うのです。

教育経営担当課長

前年度の年度が終了して翌年度に入りますと、直ちにその年度の行政評価をどういうふうにやるかという全庁に対しての通知がございます。作業で見ますと、5月ぐらいに内部の自己評価を行います。前年度行ったいろいろな事業を総点検いたしまして、掲げた目標に対してどのぐらい達成できたのか、あるいは効率的に行われたのかというのをまず自己評価いたします。

それから、6月に入りますと、外部評価の委員さんによりましてヒアリングが、今委員長がおっしゃられたように52分野ございますので、15人の委員が3人1組で、区民の公募

委員の方2名、学識経験者1人、この3名で1グループをつくって、各分野ごとにヒアリングをやります。順番にやりますので、これがほぼ1カ月かかります。大体6月です。

7月になりますと、そのヒアリングの結果を受けまして、外部評価委員による協議が行われて分野ごとに評価結果を出します。

7月から8月に、いただいた外部評価委員の評価結果に対して、それぞれ各部ごとに、今後どのような見直しを図っていくかという検討が行われます。

さらに、その検討結果に基づいて、次年度以降に具体的にどういうふうに反映していくかというのが、これから予算の編成等々といった作業の中で具体的に生きてくるということになります。

山田委員

ありがとうございました。その中で、新規事業などの見直しについても同じような形でやっているということによろしいのですか。

教育経営担当課長

はい。

大島委員

生涯学習分野の経費節減のところが「B-」というふうになっているようなのですが、要するに、費用や何かのことが問題にされたようなことがあるのかなと思うのですが、特にどういう点を問題にされたかというようなことは、情報としては把握されていますでしょうか。

生涯学習担当参事

外部評価結果のところをごらんいただきますと、とりわけ6番の「常葉サマースクール」が大体60名から70名ぐらいの実績があるわけですが、先ほど小谷松課長からもありましたが、職員の人件費をすべて含んで計算いたしますと、19年度で申しますと、参加人数に対して1人当たり16万円を超えていると。1人当たりの自己負担で2万5,000円ちょうどしているのですが、それでも14万円何がしというコストがかかっています。コスト計算書をごらんになって、その点を大きく指摘をされたということで、先ほど過少な参加人数に対して単位コストが極めて高いということから、こうしたものについては費用対効果や非効率事業の整理の観点から十分な見直しが必要だということで、現在この事業を今後どうするのか、代替のものがあるのかといったようなことも含めて、見直し・検討を始めておりまして、21年度予算までにはそうした方向性を決めていこうということになってございます。特にこの事業が問題になったものでございます。

一方で、例えばことしの参加者から保護者アンケート等をとりますと、逆に、参加児童や保護者からは極めて評価が高いというものでして、そのあたり、我々としてもある意味では非常に苦慮している、そういう事業でもあるというものでございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、次に、「いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のためのアンケートの実施について」、報告をお願いします。

指導室長

このたび、教育委員会からの提言ということで、いじめ総合対策がまとめられ、今回の7月20日の「教育だより」で区民のほうにも周知が図られることになりました。その総合対策の早期に発見するための方策の一つに挙げられております「区立学校のすべての児童・生徒及び保護者を対象に、毎年度、アンケート調査を実施し、子どもたちが抱える問題の早期発見を図ります」という部分に対応する事業としまして、教育委員会が区立小・中学校に対しましてアンケート調査をするというものでございます。1枚目を見ていただきますと、今お話ししましたように、20日の「教育だより」での提言文とあわせて、その方針が広報されます。9月24日には、これから見ていただきますアンケート用紙、それから保護者への通知とあわせて各学校に配付いたしまして、9月25日から10月3日までの間に小・中学校でアンケートを実施してもらい、改修し、学校ごとに集計したものを10月17日までに教育委員会のほうに上げてもらうということでございます。

実施後の対応でございますが、各学校は当然ここに出ております緊急を要する事案について対応してもらいます。さらに、緊急を要する事案でなくても、経過を見るとか、常に目を配ってもらいたいというふうに思っております。集計したもの、それから教育委員会への報告を各学校にはお願いし、教育委員会としてはそれをもとに各学校へ支援してまいりたいというふうに考えております。

1枚おめくりいただきますと、1枚目の部分が1、2年生用でございます。1、2年生用のアンケートにつきましては、家庭に持ち帰りまして保護者と一緒にやってもらうという形をとっております。裏面の3、4年生の児童用、そして5、6年生の児童用は、学校、家庭、その他それぞれ学校の実態に応じて、子どもたちが書くものでございます。そして、さらに裏へ行きますと、中学生用になってございます。最後でございますが、3年生、4年生、5年生、6年生と中学生の保護者の方にまた別個にお願いするという形のアンケートをつくりました。

ご報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたら、お願いします。

済みません。アンケート調査票なのですが、調査票の用紙本体には「中野区教育委員会」というのは入ってなかったでしたっけ？

指導室長

本体は現在入っておりません。

高木委員長

学校単独でやるアンケートと考えられる可能性もありますので、悉皆調査で、全部のお子さんに対して区としてやりますよというのを出したいですから、小さくてもいいから入れたほうがいいかなと思います。

指導室長

わかりました。通知文については、学校長と教育委員会と連名でというふうに考えておりましたが、用紙のほうにも記入させていただきます。

飛鳥馬委員

このアンケートを見ますと、小学校 3・4 年の児童用のところには「携帯・パソコン・インターネット」というのはないですね。児童用は 3・4 年までないですね。5・6 は入っていますね。保護者用を見ると、逆に、3・4 から入っているのですが、これは児童には抜いたけれども保護者ならばという、そういう配慮なのでしょう。

指導室長

そういうことでございます。3・4 年生の子どもたちは、実態としてはそれほどの保有率ではないというふうに考えておりますので、保護者の方のほうからご意見をいただければというふうに思っております。

大島委員

実際にこれの配り方、回収の仕方なのですけれども、学校で当然配ると思うのですけれども、初めのときはこのままの用紙でもいいかもしれないのですけれども、回収するとき、答えを書いたものをそのままというのはまずいと思うのですが、何かそのやり方は工夫していますでしょうか。

指導室長

基本的には、学校にお願いをしようかというふうに思っております。個人情報等が記されている場合もありますので、必ずしも我が子のことだけではない部分も出てくると思いますので、そこは十分配慮してもらおうように。例えば二つに折りましてちょっと封をしてもらってポストに入れるような形ですとか、そこは事例を挙げながら十分配慮してもらおうようにお話をしていきたいというふうに思っております。

高木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、次に、「鷺宮体育館の設備改修工事に伴うプールの利用中止について」、報告をお願いします。

生涯学習担当参事

それでは、鷺宮体育館の設備改修工事に伴うプールの利用中止について、ご報告を申し上げます。

該当施設は、中野区立鷺宮体育館のプールでございます。利用中止期間は、本年の 10 月 27 日から 11 月 16 日まで。利用中止理由は、その下にございますボイラー更新工事、

自動制御機器の更新工事及びプール可動床の改修工事等の設備改修工事によるものでございます。

周知方法につきましては、「ないせす」への掲載以下、ここに記載のとおり周知をして、遺漏のないように努めていきたいと、このように考えております。

私からの報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたら、お願いします。

山田委員

一つだけ。

鷺宮体育館は結構いろいろな面で最近収入の量が少なかったと思うのですが、どうでしょうね。

生涯学習担当参事

はい。ございましたけれども、収入面とか、そういった面からまいりますと、前年度に比べて利用料金収入は上がっておりますし、いわゆる改修後のお客さんの復帰ぐあいというのがほとんどもとに戻っているというふうに聞いておりますので、そういう意味では、我々としては安心はしているのですが、お客様にとってはいろいろとご不便をおかけするということで、その点については十分に周知をしながら、遺漏のないようにしていきたいというふうに考えております。

山田委員

いろいろな施設でいろいろな改修工事がこれからもあると思うのですが、区民への周知で、今年度はこんなものが予定されていますよというのが年度初めに周知するようなことは可能なのでしょうか。

生涯学習担当参事

年度初めでは工事の時期が特定できません。したがって、やはり数カ月前、その工事の期間がある程度明らかになった時点で、ここに書いてあるような周知方法を使うとともに、指定管理者のほうで、場合によったら団体等へ個別にご連絡をしたいと思います。そういったことを状況に応じて対応を図ることになると思います。

大島委員

今回の工事は、設備的に今までよりグレードアップするというような面はあるのでしょうか。それとも、古くなったから取りかえるということで、機能的には前と同じになるということなのでしょうか。

生涯学習担当参事

基本的には、更新・改修ですので、当初の機能を回復させるという意味で、年度当初予算の中に計上しているものでございます。

高木委員長

そのほかに報告事項がございますでしょうか。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 11 回定例会を閉じます。

午前 11 時 35 分閉会